

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部改正

一 基本方針

国内産麦の政府無制限買入制度を廃止すること等に伴い、政府は、麦の需給及び価格の安定を図るため、麦の需給の適確な見通しを策定し、これに基づき、麦の供給が不足する事態に備えた備蓄の円滑な運営を図るとともに、麦の適切な輸入及び売渡しを行うものとする。 (第二条第三項関係)

二 定義

「麦の備蓄」とは、麦の輸入の途絶等によりその供給が不足する事態に備え、必要な数量の麦を在庫として保有することをいうものとする。 (第三条第三項関係)

三 麦の需給見通し

(一) 農林水産大臣は、麦の需給及び価格の安定を図るため、毎年、次に掲げる事項を内容とする麦の需給に関する見通し(以下「需給見通し」という。)を定めるものとする。

1 麦の種類別需要数量に関する事項

2 前号の種類別需要数量に対応する麦の生産数量及び輸入数量に関する事項

3 麦の備蓄の種類別目標数量その他麦の備蓄の運営に関する事項

4 その他麦の需給の安定に関する重要事項

(二) 農林水産大臣は、需給見通しを定めようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならないものとする。

(三) その他需給見通しについて必要な事項を定めるものとする。

(第四十一条関係)

四 麦等の輸入を目的とする買入れ及び当該麦の売渡し

政府は、麦の適切な供給及び麦の備蓄の円滑な運営を図るため、需給見通しに即して、麦の輸入を目的とする買入れ及び売渡しを行うものとする。

(第四十二条関係)

五 輸入に係る麦等の特別な方式による買入れ及び売渡し

(一) 政府は、麦等の輸入を行おうとする者及び当該輸入に係る麦等の買受けを行おうとする者の連名による申込みに応じて、当該輸入に係る麦等を買入れることができ、買受けの申込みを行った者に対し、当該申込みに応じて売り渡すものとする。

(二) (一)の規定により買入れた麦等を売り渡す場合の価格は、国際約束に従って農林水産大臣が定めて告示する額を、当該麦等の買入れの価格に加えて得た額を超えてはならないものとする。

(三) (一)の規定による麦の買入れ及び売渡しは、麦の適切な供給を図るため、需給見通しに即して行うものとする。

(第四十三条関係)

六 米穀以外の主要食糧の買入れ及び売渡し

政府は、主要食糧の適正かつ円滑な供給を図るため特に必要があるときは、米穀以外の主要食糧の買入れ及び売渡しを行うことができるものとする。

(第四十六条関係)

第二 附則

一 この法律は、平成十九年四月一日から施行するものとする。ただし、二及び三に掲げる規定については、公布の日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

二 農林水産大臣は、この法律の施行前においても、需給見通しを定め、これを公表することができるものとする。

(附則第二条関係)

三 その他所要の経過措置について定めること。

(附則第七条関係)

四 その他関係法律について所要の改正を行うこと。